

「就労移行支援」の通所費用の助成をします（更生訓練費）

平成 30 年度から、「就労移行支援」を利用している人を対象に、通所費用（交通費）の助成を始めました。

この事業は、利用者の通所費用の負担を軽減することで、社会復帰の促進を図ることを目的としています。

対象者

次の条件をすべて満たす人。

- ① 太宰府市から「就労移行支援」の支給決定を受けている人。
- ② 公共交通機関（電車・バス・地下鉄）を利用して通所している人。
- ③ 自己負担上限額が 0 円の人（生活保護もしくは非課税世帯）。

【注意】 次の人は対象になりません。

- ・ 就労継続支援 B 型の利用に向けたアセスメントのために「就労移行支援」を利用している人。
- ・ 本事業以外から通所費用の助成を受けている人。

支給額

「一か月に通所した日数」に「一日の往復の交通費（※上限 280 円）」を乗じた額を支給します。

【注意】

※自宅（居住地）から就労移行支援事業所までの最も費用のかからない経路の交通費で計算してください。

※障がい者手帳を持つ人： 各種障がい者割引を適用した後の交通費を計算してください。まほろば号を利用した場合、全額免除の対象者は交通費に計上しないでください。

※定期券を利用している人： 定期券代を有効期間の日数で割り、往復単価を算出してください。

※回数券を利用している人： 回数券代を枚数で割り、往復単価を計算してください。

問い合わせ・申請先

太宰府市 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係
〒818-0198 太宰府市観世音寺 1 丁目 1 番 1 号
電話：092-921-2121（代表） ファクス：092-925-0294
E-mail：fukushi@city.dazaifu.lg.jp

申請方法（申請から支給への流れ）

①「申請書」に記入してください。

※申請書には、施設長による証明の欄があります。通所した事業所に必ず記載してもらってください。

※申請様式等は、福祉課窓口、太宰府市ホームページにあります。ご自身で複写、ダウンロードしてお使いいただいても結構です。



②通所費用が発生した月の翌月15日までに、「申請書」を福祉課へ提出してください。

（例）9月利用分 … 10月15日までに提出してください。

※申請は一か月ごとに行ってください。提出期限を過ぎると申請できません。

※利用中の就労移行支援事業所の施設長に手続きを委任することもできます。その場合は、「委任状」も併せてご提出ください。



③市で審査を行い、支給（不支給）決定の通知をします。



④支給決定を行った人に、助成金を支給します。

※不正な申請・受給が判明した場合、支給決定を取り消し、助成金の返還を求めます。

しんせいしょ きにゆうほうほう
申請書の記入方法

(記入例) 下図の太枠に示す部分を記入してください。

様式第33号(第66条の4関係)

太宰府市福祉事務所長 殿

太宰府市障害者更生訓練費支給申請書

申請日を記入してください。
 ※通所費用が発生した利用月の翌月15日までに申請してください。

平成30年 10月 ○日

住所 太宰府市観世音寺1丁目1番1号
 氏名 太宰府 未来 (印)

利用者本人の住所・氏名を記入・押印してください。

太宰府市地域生活支援事業実施規則第66条の4第1項の規定により平成30年 9 月分の障害者更生訓練費の支給について、次のとおり申請します。

利用月を記入してください。

障害者更生訓練費支給申請額 金 6,160 円

往復単価×通所日数

利用月に通所した日数を記入してください。

内訳

交通機関名及び経路		往復単価 (上限280円)	通所日数
西鉄バス JR	Aバス停～Bバス停 C駅～D駅	280 円	22 日

通所に利用する交通機関と区間を記入してください。
 上記については、事実と相違ないことを証明します。

往復の交通費(割引等適用後の額)を記入してください。
 定期券・回数券の利用者は、一日の往復単価を計算し、記入してください。
 ※往復で280円を超える場合は280円と記入してください。

通所した就労移行支援事業所に記載してもらってください。

太宰府市福祉事務所長 殿

平成30年 10月 ▲ 日

施設名 就労移行支援事業所 ●●●●●●
 施設長 水城 ゆめ (印)

※施設長印

振込先

金融機関名・支店名	■■■ 銀行 ××× 支店
種別・口座番号	(普通・当座) ○○○○○○
フリガナ	ダザイフ ミライ
名義人	太宰府 未来

利用者本人の口座を記入してください。

(支給申請額の計算方法)

例 1

- ・ 一か月の通所日数 : 10 日
- ・ 電車 : 片道 200 円 ⇒ 障がい者割引適用後 100 円

$$100 \text{ 円 (片道)} \times 2 = \boxed{200 \text{ 円}} \text{ (往復)} < 280 \text{ 円 (上限額)}$$

↑ 「往復単価」欄に記入

$$200 \text{ 円} \times 10 \text{ 日} = \boxed{2,000 \text{ 円}}$$

往復単価 通所日数 ↑ 「障害者更生訓練費支給申請額」欄に記入

例 2

- ・ 一か月の通所日数 : 15 日
- ・ バス : 片道 100 円 ⇒ 障がい者割引適用後 50 円
- ・ 電車 : 片道 300 円 ⇒ 障がい者割引適用後 150 円

$$200 \text{ 円 (片道)} \times 2 = 400 \text{ 円 (往復)} > \boxed{280 \text{ 円}} \text{ (上限額)}$$

↑ 「往復単価」欄に記入

$$280 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} = \boxed{4,200 \text{ 円}}$$

往復単価 通所日数 ↑ 「障害者更生訓練費支給申請額」欄に記入